

会 議 録	
会 議 名	平成 28 年度第 3 回丸亀市図書館協議会
開 催 日 時	平成 28 年 7 月 4 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
開 催 場 所	丸亀市立中央図書館 会議室
出 席 者	出席委員 竹内秀夫、村上任子、綾野敏晴、大北徹、田瀬成和、喜田寿々乃、 岩本純子、丹下善弘 欠席委員 なし 事務局 教育部長 竹本忠司 中央図書館館長 徳田明香、中央図書館次長 村上昇 中央図書館担当長 高田裕史
議 題 協 議 事 項	(1) 丸亀市立図書館の運営形態について (2) その他
傍 聴 者	2 名
	<p>— 開会 午後 1 時 30 分 —</p> <p><u>事務局</u></p> <p>定刻がまいりましたので、ただいまより平成 28 年度第 3 回丸亀市図書館協議会を開催いたします。開催に先立ちまして、会長よりご挨拶をいただきます。</p> <p style="text-align: center;">—————竹内会長挨拶—————</p> <p><u>事務局</u></p> <p>本日 8 名の委員のうち 8 名の委員の出席により、丸亀市附属機関設置条例の規定に基づき会議の開催の成立について報告します。また、事務局竹本教育部長は所用のため、遅れて出席させていただきます。それでは式次第の 2 の議題に移ります。以後の議事進行は竹内会長にお願いいたします。</p> <p><u>会 長</u></p> <p>それでは、本日の次第に基づきまして議事を進めてまいります。</p> <p>前回の会において、委員の皆様アンケートを実施し、運営形態を選択してお考えのほうを書きいただき、事務局でまとめてもらっています。そのまとめに基づき今回は骨子ということで、答申案をまとめていただきたいと思います。宜しくお願いします。</p> <p><u>事務局</u></p> <p>—————以下の配付資料に沿って説明—————</p>

- 1 丸亀市立図書館の現状と役割に応じた運営形態について【各委員の望ましいと考える形態】
- 2 丸亀市立図書館の現状と役割に応じた運営形態について【各委員から提出された意見】
- 3 図書館運営の手法別評価シート【各委員から提出された意見】
- 4 委員意見と答申書骨子（案）について
- 5 答申書骨子（案）

別添資料 第3回丸亀市図書館協議会会議録

会 長

ただ今、資料の説明がありました。資料について、何かご意見、ご質問はありませんか。

委 員

市民サービスのひとつとして、開館時間の拡大は完全直営方式では難しいということでしょうか。

事務局

開館時間の延長は、業務委託した年から、飯山図書館は平成22年度、綾歌図書館は平成24年度から、朝の9時半からの開館になっております。

開館日については、毎週月曜が休みだったのを、飯山図書館は第2、第4月曜日を開館しております。綾歌図書館は第3、第5月曜日を開館しております。もちろんこちらについては、直営ではできなかったのですが業務委託を機に委託業者のほうに依頼し開館時間および開館日の拡大を実現できております。

委 員

中央図書館はどうですか。

事務局

直営や委託しているからということ、開館時間が変わっていくということではなく前回お渡ししている例規集の中に図書館条例というものがあります。その中の開館時間は、午前10時から午後6時まで、土曜日曜については、午前10時から午後5時までというのが原則になります。但し、館長が特に必要と認めるときはこれを変更することができるという項目があります。

飯山図書館、綾歌図書館については業務委託を機に午前9時半からの開館にさせていただいています。それは館長権限で早く開けられるようになりました。中央図書館についても、今試行的に午後8時まで開館延長をさせていただいております。

直営や委託しているからということではなく、条例により決まっておりますので、業務委託をしたところで条例に基づいての管理ということには変

わりありません。

会 長

他に何かありますか。

委 員

施設管理についてミモカ財団とのことを教えてください。

事務局

建物全体のうち面積比で77%が美術館部分です。それについてはミモカ財団との間で協定が結ばれ、ミモカ財団が指定管理者として管理しています。

図書館については23%です。施設管理については、ミモカ財団が直接施設管理はできないので業者に再委託しています。

例えば清掃なら清掃会社というふうに業務委託を選定しています。図書館はミモカ財団が契約を交わした業者と23%部分を別途、業務委託契約を結んでいます。

美術館、図書館ともに市の施設ですが、ミモカ財団が任されているのは美術館だけですから、図書館部分に関しては権限がないからです。

二度手間のような形で今は業務委託しています。

委 員

ミモカ財団が、どこかの業者に指定管理しているのですか。

事務局

ミモカ財団自体が指定管理者であり、丸亀市がミモカ財団に美術館を指定管理してもらっています。

委 員

直接、図書館がするのとどうかわるのですか。

事務局

図書館はミモカ財団の指定管理が及ばない部分なのですが、複合施設のため違う業者と契約することができません。ミモカ財団自体が選んだ業者ともう一度丸亀市として契約します。

委 員

図書館が指定管理するとなるとミモカ財団との関係はどうなるのですか。

事務局

ミモカ財団の指定管理は平成29年度末まで続きます。30年度からは文化観光課でまた新たに、指定管理させるでしょう。その時に、図書館の施設の管理部分のみの指定管理という形でミモカ財団と協定書をかわしてミモカ財団に管理してもらうようになるイメージです。

事務の軽減にもなると思います。今のところそういうかたちをとることが

できることになってます。ミモカ財団の定款についても問題はないと思われます。

委員

飯山図書館は今どのようになっていますか。

事務局

生涯学習センターが40%で、60%が図書館という施設構成です。施設管理については契約形態を改善するよう指摘を受けています。平成31年度から所管の市民活動推進課と連携し、施設の管理だけ、指定管理者に施設管理をお願いするという形態を考えています。

委員

綾歌図書館はどのようになっていますか。

事務局

本体が市民センターで市の直営なので、窓口の運営のことだけになり施設管理については特に何もありません。

委員

飯山図書館も施設管理については指定管理にしようということですか。

事務局

飯山総合学習センターが今、指定管理になっていて、その指定管理者は施設管理については再委託というかたちをとっています。その再委託の業者と図書館が別途契約しなければならないことから、施設管理の部分を全部指定管理に委ねたほうが効率的で事務軽減になると考えています。

公募に出す段階で仕様書をきちんと作っておかなければならないのですが、後の支払いについては一括した支払いをしておけばよいというかたちになるかと思います。

委員

要は丸亀市の施設が二つに分かれていて、美術館はすでにミモカ財団に指定管理しているが図書館はしていないということですね。

ミモカ財団が再委託している業者と図書館が、もう一回契約しているという変な状態になっているから、それを一本化したいということですね。

同じことを飯山図書館でもやりたいということですか。

事務局

そうです。指定管理者が管理している部分のほうが大きいです。

綾歌は支所の2階にあり、すべて直営です。

委員

ミモカ財団が指定管理している単価と図書館の契約の単価が違うこともありえますか。

事務局

単価契約ではないので、美術館と図書館の建物全体で一括見積もりして契約金額を77%が美術館、23%が図書館で按分して決定しています。

ひとつの業者でなく複数の業者がおり、それぞれと契約しているので、例えば空調などは厳密に言うと美術館部分と図書館部分というように個々の見積額を区切れません。明確に区分できません単価を計算できる部分がありません。

図書館部分の23%の負担については今後も変わらず、図書館が直接契約するということになります。

委員

同じことが飯山図書館についてもいえるわけですね。

事務局

はい。

会長

それ以外に何かありますか。

意見をまとめていただいた骨子案を出していただいております。

骨子案について、ご意見いただけますか。

委員

中央図書館については、レファレンスとか県立図書館から本を取り寄せて借りられるということ、また、その機能を維持するという意味でも中央図書館は直営でいかなければ、もし他の図書館の一部窓口を委託して行く方向であれば、そこは堅持しなければ、難しいのかなと、またそこを崩すと、他の全体のサービスを維持していくのに支障が出ると思いますので、中央図書館ではレファレンス業務を十分にさせていただき、聞けば必ずお答えいただけることが利用者にしたらありがたい事なので、堅持していただきたい。

委員

私は多数派のほうで個人的意見はないのですが、移動図書館は、委員8名中の5名が直営、飯山図書館の施設管理では委員8名中の4名が指定管理を選択されているなかで、反対意見の方はどのようなお考えなのか興味があります。

会長

そのあたりを踏まえて各委員の方に順番でご意見を述べていただいてもよろしいですか。

委員

中央図書館は中枢的な役割を担っていくようになりますが、館長と次長が職務権限規程に従い、飯山、綾歌をうまくコントロールしてリーダーシップが図られるようさらに強化してもらいたい。

私は飯山図書館の施設管理に触れてなかったのですが、4名から1名追加してください。反対という意向ではないです。

委員

施設管理の指定管理者制度導入についての検討は指定管理者との契約が切れるタイミングで考えているのですね。

事務局

はい、切れるタイミングになるのですが、公募の場合は前の年の夏くらいには公表するので、飯山の場合は平成30年の夏くらいにはこちらの考えが決まっていけないので、その前年平成29年くらいにはまとめないといけません。

中央図書館はもう1年ずつ早くなります。

委員

気になったのは、移動図書館で一部業務委託した方がいいに印をつけた方が3人いらっしゃいますが、完全直営と一部業務委託とそれぞれ具体的にどのようなになるのでしょうか。

事務局

ご意見をいただいている中で、職員が車に同乗してはどうかと書かれておりますのは移動図書館の一部業務委託に印をしている方の意見で、委託業者と市の非常勤職員と一緒に行かせてはどうかという意見ですが、運行業務委託という形で業務委託に出すとそれができないのです。

委員

直営に戻せばそれができるということですね。

事務局

そうです。

業務委託のいいところは、大きいバスの運転のような特殊な業務員を確保しやすいところです。完全直営になるとその辺が難しいです。

会長

今回、骨子案にも書いていますが、業務の内容よりも実績を考慮しようということですね。前回の説明で今、業務実績が落ちてきているので、直営の方を検討するという説明があったということで理解しています。

委員

移動図書館の委託先に司書職員を同乗させることを条件にできないからです。レファレンスに充分対応するために。

中央図書館は時間延長すると人の数を増やさなくてはならない。そうすると、市の職員を全部増やすのがいいのか、一部委託するか、増員の部分については委託で対応してもいいのではないかと思います。

事務局

夜間の開館については、その部分を業務委託するということでしょうか。

委員

それが望ましいのであればそれでいいと思います。よくわかりませんが、どうでしょう。

事務局

サービスの拡充のための一部業務委託を考えてもいいんじゃないかということですね。

委員

業務委託するからといっても、職員の数は増やさずに今のままでいいというのであれば経費は増えないわけですから、それでいいと思います。

委員

今は試行で開館時間を延長していますが、その延長時間の職員はどのような形態で増えているのですか。今は臨時で一時的な形態ですか。

事務局

管理職が居て、臨時職員を午後 5 時から 8 時まで 1 人増やしています。あともう 1 人は時間外手当を出して対応しています。

今年度は、試行期間でこのように対応していますが、いずれは勤務時間帯をずらす方法で考えています。そうすると時間外手当は発生しなくなると考えています。

委員

前回の会議で時間延長のアンケートを採られていることを話されましたね。

事務局

なぜ時間延長をしたか、いろいろなところから意見がありました。

今、他の部署から市民意見無作為 3,000 人にアンケートを出しています。結果についてはまた、後日ご意見をお聞きするためにお知らせいたします。

委員

時間的に延長して、雇用して給料を支払うとしたら、それだけのメリットがあるかどうかということ、また高齢者等、図書館に長期滞在してる人も増えているが、カウンターでたまたま私が来たとき、ちょっとしたいざこざもあったと耳にしましたし、それが夜間になったら増えたりしないでしょうか。

時間延長すると聞いたときに、あまりメリットがないんじゃないか思ったり、丸亀駅周辺で夜 8 時ごろになったら人は居ないと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

午後 8 時までの延長は、J R 利用客の獲得も一つの目標ですが、午後 6

時や7時にはけっこう駅からJRの利用客が降りてきています。

他の図書館、丸亀市以外の状況をみると時間延長は社会全体のサービスの傾向でもあるので、新しく今まで来館できなかったサラリーマンの方とかが帰りに立ち寄れたり、学校の先生方は様々な研究をするのに学校帰りに間に合うので資料が探せると言っていたいております。

新しい方、サラリーマンの方々などに来ていただけたら意味があるのかなと思います。

新たな雇用は現在は臨時職員1人だけです。

委員

飯山の窓口業務は一部業務委託になっており、また移動図書館は、昔お世話になっていましたが、子どもだからレファレンス的なことはいらないということじゃなくてやはり専門的な司書の方が常時乗っていただき、巡回の時に、子どもの要望があればその本も届けたりし、子どもたちの様子を見ながら対応するというのが直営の職員だからできることだと思います。飯山もできれば、直営に戻して欲しいというのが個人的意見です。

やっぱり派手な行事とかイベント的なものをやるのも皆さんに図書館を利用していただけるきっかけにはなりますが、それだけでは如何なものかと思います。

国語力に関しては読書量にテストの点数が比例します。高校入試の国語の満点はここ30年くらいないと思います。今年は50点満点の47点です。

継続して何かをやるというのが大事だと思います。

それには、一部業務委託とかは相応しくないと思います。そうならないよう直営でお願いしたい。

飯山は家族連れが多いので、できれば中央図書館から目が届くように、これまで以上に指示ができるようにして欲しい。飯山図書館も綾歌図書館も窓口にも市の館長を置いて欲しいというのが願いです。

事務局

直営での運営についてはどんなご意見をお持ちですか。飯山、綾歌も館長自身は市の職員が居ます。

委員

館長は忙しいので、他の職員の方の専任ではどうでしょうか。

事務局

専任は業務委託ではできません。

委員

第1回目のときに費用比較の資料を出してくれていますね。

事務局

直営になると臨時職員だけでは難しく、正規職員を入れるとなると定員

管理の問題があります。図書館だけで検討するのは難しいと思います。

連携、調整をするのは中央図書館の役割であり、こちらに来てからも飯山図書館、綾歌図書館の状況も見てきましたが、特に飯山は親子連れが多かったり、綾歌も児童図書の利用が多く、親子連れが多い状況は把握しております。研修、啓発等も県立図書館にお任せするだけでなく市立図書館として考えています。

直営ができないから、一部業務委託というわけでなくて、民間のノウハウも入れながらのメリットもあると思います。

この会でいろいろいただいた意見を更に反映させていきたいと思っています。

正規の職員の配置は難しいと思います。司書の採用については要望もしています。

会 長

答申には機能が低下しないようにということを飯山図書館、綾歌図書館で記載をしていただくとか入れていただけたらと思います。

「直営の堅持」という言葉を入れるのはどうでしょうか。

もともとの案の中で違和感があったのは、最後に「努力すること。」で終わっているのはどうでしょうか。文章を統一できたらな、というのがあります。

「今後とも努力することが望まれる。」ではどうですか。

「こと。」で終わるよりは「検討する必要がある。」などでどうでしょうか。

事務局

今回は運営形態に関してだけで、図書館のありかた役割については触れていないのですが、そのままでいいですか。

1枚か2枚くらいでの答申を考えているのですが、そういったものでもよろしいでしょうか。これは確認です。

委 員

資料はつけないのですか。

事務局

つけたほうがいいでしょうか。

「直営堅持」は入れるようにします。

以前に出していた利用状況の変化やサービスの一覧を少し変えてつけることもできます。

委 員

1枚だと寂しいので参考資料というかたちでもよいのではないですか。

事務局

今回は経年変化と各図書館の特色と役割というのは、踏まえなければと
思っています。各図書館の役割、また運営形態と利用状況の推移を資料と
してつけるのはどんなでしょう。

全国的な状況など、他につけたらいい資料などありますか。

会 長

他にありますか。

それでは、まとめますと、「中央図書館は『直営』、『直営の堅持』とい
う言葉を入れていただき、飯山と綾歌は、選書などの基幹業務や計画、指
揮監督は中央で行い一部窓口業務のみ委託する。以上はこれまでどおりで
す。これまで業務委託していた移動図書館車運行業務は委託をやめて直営
に戻すことを検討することと、指定管理者制度を導入している複合施設に
設置されている中央・飯山については、施設の維持管理の指定管理者制度
の導入を検討する。」という内容で答申案を作成ということによろしいでし
ょうか。

何かご意見はありませんか。ご質問でもご意見でも何でもかまいません。
それでは、他にご質問もないようですので、「議題」については以上とさせ
ていただきます。

続きまして、次の「その他」ですが、委員の皆さん、何かご発言はあり
ませんか。ご質問でもご意見でも何でもかまいません。

それでは、事務局から、何かありませんか。

事務局

次回会議ですが、8月1日(月)午後1時30分から開催したいと思います
ですが、いかがでしょうか。

答申までのスケジュールなのですが、今回運営形態の方向性が決まりました
ので、事務局で答申書案を作成し返信用封筒を同封して10日を目処に
皆さまにお送りします。内容をご確認のうえ加筆修正して20日までにご投
函いただき、次回には答申の最終案をご審議いただくということでいかが
でしょうか。

次回が最終くらいに思っていますので、早めに送ります。

それでは、第4回目は8月1日(月)の午後1時30分にお集まりくださ
るよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長

それでは、これで閉会いたします。長時間に渡りご審議ありがとうございました。

————— 閉会午後3時30分 —————

